



厚生労働省
「マイナンバーカードの保険証利用」の資料等より



保険証利用登録はお済みですか？ マイナンバーカード保険証を 使いこなそう

マイナンバー提出についての お願い

健康保険組合では、会社(事業主)を通じてみなさん(扶養家族を含む)のマイナンバーを取得し国のオンライン資格確認システムに登録しています。未提出・提出遅れ、番号間違い、再発行などで変更があったのに未届けだったりすると、マイナ保険証を使用したとき、医療機関で「無効」「該当者なし」などと表示されてしまいます。
マイナンバーの提出は速やかに、間違いのないようお願いいたします。

患者にとつてマイナ保険証の一番のメリットは、今までに受けた診療行為や使った薬、健診結果等の医療情報を医師・薬剤師らと共有できることにあります(患者の同意が必要)。これにより口頭でうまく説明できなくても、正確な情報に基づいた診断が受けられ、薬の重複なども回避できます。国は国民がよりよい医療を受けられるよう、さらに閲覧可能な医療情報の拡大を進めています。

もっと使える！
マイナ保険証と医療情報

2023年4月より医療機関等でのオンライン資格確認システムの導入が原則義務化され、マイナ保険証が利用できる医療機関も増加しています。

患者にとつてマイナ保険証の一番のメリットは、今までに受けた診療行為や使った薬、健診結果等の医療情報を医師・薬剤師らと共有できることにあります(患者の同意が必要)。これにより口頭でうまく説明できなくても、正確な情報に基づいた診断が受けられ、薬の重複なども回避できます。国は国民がよりよい医療を受けられるよう、さらに閲覧可能な医療情報の拡大を進めています。

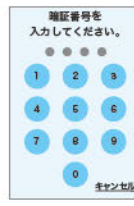
マイナ保険証の 使い方



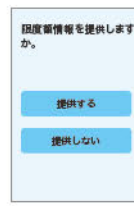
1 マイナンバーカードを
カードリーダーに置く



2 顔認証か暗証番号入力で本人確認
※かかりつけ医などでは職員の目視でもOK



または



3 情報取得の同意確認を
して受付終了

- ・ 診療情報
 - ・ 薬剤情報
 - ・ 特定健診情報
 - ・ 限度額情報
- の同意確認は受診の都度行います。

マイナ保険証で医療機関・薬局と共有できる情報 ※受付で患者本人が同意した場合

診療情報

※2022年6月以降に提出されたレセプトに含まれる情報をもとにした3年分の情報(2021年9月以降に行われた診療行為)

医療機関を受診した際に受けた診療行為の情報です。

- 受診者情報
- 過去の診療情報 (医療機関名・受診歴・診療年月日・診療行為名など)

薬剤情報

※2021年9月以降に診療したもののから3年分の情報

医療機関や薬局等で受け取った薬の情報です。注射、点滴も含まれます。

- 受診者情報
- 過去のお薬情報 (医療機関名・薬局名・調剤年月日・成分名・用法・用量など)

特定健診情報

※2020年度以降に実施したもののから5年分の情報

40~74歳を対象に実施されている特定健診の情報です。

- 受診者情報
- 特定健診結果情報・質問票情報・メタボ判定・特定保健指導の対象基準判定

特定健康診査受診結果 作成日: 2023年3月27日 1 / 2ページ

診療/薬剤情報一覧

診療/薬剤情報	診療年月日	診療内容	診療時間	診療科目	診療者	診療内容	診療時間	診療科目	診療者
2022年6月 19日	19:00	内科	19:00	内科	田中 太郎	診察	19:00	内科	田中 太郎
2022年6月 19日	19:00	内科	19:00	内科	田中 太郎	診察	19:00	内科	田中 太郎

患者本人も、マイナポータル*でこれらの情報を見ることができます

*マイナポータル…政府が提供している、オンラインで自分の情報が見られる自分専用のサイト